

## 「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の利用の手引き(申請案内)

### □ 不妊に悩む方への特定治療支援事業とは？

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる、配偶者間の体外受精・顕微授精（以下「特定不妊治療」といいます。）に要する費用の一部を助成する制度です。

助成金の支給には、いくつかの要件を満たす必要があります。書類をそろえて申請しても、要件を満たさないために助成が受けられなかったということがないように、この手引きをよくお読み頂き要件を確認してから書類の入手を行うようにして下さい。

助成金に関するお問い合わせは、裏面の保健所へ。ホームページもご覧下さい。

大阪府 不妊治療

検索 

### 1 助成対象者 - 次の要件のすべてを満たす方に助成します -

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦（治療開始時点及び申請日時点）であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又極めて少ないと医師に診断されていること。
- ② 知事が指定する医療機関において特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く）を受けて、治療が終了していること。
- ③ 次にあげる治療法でないこと。（ア）夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による医療行為 / （イ）代理母（夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。） / （ウ）借り腹（夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの。）
- ④ 申請時点で大阪府内に住所を有していること。（ただし、ご夫婦共に大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市に住所を有している方は、それぞれの市で実施していますので、直接お住まいの市にお問い合わせください。）
- ⑤ 夫婦合算した前年（1月から5月に申請の場合は前々年分）の所得※が730万円未満であること。（※所得：年収から所得控除額を差引いたもの）→巻末、所得の試算表をご参照ください。
- ⑥ 『2 助成内容の③』の年数及び回数以上、他の都道府県、政令指定都市、中核市において本助成制度の助成を受けていないこと。（都道府県、政令中核市以外の自治体（和泉市等）の事業は対象外）
- ⑦ 治療開始日時点で妻が42歳以下であること。（43歳以上の場合は助成対象となりません）

### 2 助成内容

- ① 助成の対象となる費用は、指定医療機関で受けた特定不妊治療に要した費用とします。
- ② 助成限度額は 1回15万円（ただし、治療ステージC及びFの治療※の場合は7万5千円）です。  
なお、初回治療の場合（治療ステージC及びFの治療を除く）に限り、助成限度額は30万円となります。  
また、対象となる男性不妊治療（精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術）をあわせて行った場合（治療ステージCの治療を除く）は更に15万円（初回治療の場合は30万円。ただし、平成31年4月1日以降に開始された治療に限る）まで助成されます。

（※ステージ C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 / ステージ F：採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止 / ステージ N：採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止）

- ③ 助成年数及び回数（平成25年度以前から特定不妊治療の助成を受けているご夫婦で、平成27年度までに通算5年間助成を受けている場合は、助成が受けられません。）

申請するご夫婦の状況	助成年数及び回数
初めて助成を受ける治療の治療開始日（※1）の妻の年齢が40歳未満のご夫婦	通算6回まで（年間の制限なし）
初めて助成を受ける治療の治療開始日（※1）の妻の年齢が40歳以上のご夫婦	通算3回まで（年間の制限なし）

（※1）治療開始日：採卵準備のための投薬開始日若しくは以前に行った体外受精又は顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植を行うための投薬開始日。自然周期で採卵を行う場合には、投薬前の卵胞の発育モニターやホルモン検査等を実施した日。主治医の治療方針に基づき採卵前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療の治療開始日。

### 3 助成金の申請方法

#### (1) 申請者

- ・不妊治療を受けている夫婦のうち夫又は妻（申請書の窓口への持参は、代理人でも可）

#### (2) 申請窓口

- ・住所地を管轄する府保健所（原則、郵送による申請はできません）

#### (3) 必要書類

##### ① 大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書

- \*裏面の申請書記載にあたっての留意事項をよく読み記入・押印してください。

##### ② 大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業受診等証明書

- \*治療が終了してから受診した指定医療機関で作成してもらい提出してください。
- \*受診等証明書の作成には、各医療機関が定める文書作成料が必要となる場合があります。

##### ③ 申請者が、大阪府内(大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市除く)に住所を有し、且つ配偶者が大阪府内（政令市、中核市を含む）に住所を有していることを証する書類

- ・夫婦の住民票（発行日から6ヶ月以内のもの）※個人番号（マイナンバー）の記載がないもの

##### ④ 治療開始時の婚姻が確認できる書類

- ・戸籍謄本
- \*治療開始時に法律上の婚姻をしている必要があるため、初回申請の場合には、原則必要です。（2回目以降の申請であり、且つ過去に提出した住民票・戸籍謄本等で、治療開始時の婚姻確認ができる場合は省略可能）

##### ⑤ 法律上の夫婦であることを証する書類

- 1 夫婦が別世帯の場合は、戸籍謄本
- 2 夫婦が同じ世帯の場合は、下記イ・ロの住民票（③の住所確認書類と兼ねることができます）
  - イ、世帯主が申請者もしくは配偶者の場合：“世帯主、続柄が記載された夫婦の住民票”
  - ロ、世帯主が申請者もしくは配偶者でない場合：“世帯主、続柄及び筆頭者が記載された夫婦の住民票”
- \*住民票、戸籍謄本は、発行日から6ヶ月以内のものをご用意ください。
- \*申請時点で法律上の婚姻をしている必要があります。

##### ⑥ 申請者及び配偶者の前年（1月から5月に申請する場合は前々年）の所得額を証する書類

- ・住民税課税(所得)証明書（市町村役場で交付）／ ・住民税(市・府民税)特別徴収税額の(決定)通知書
- ・住民税(市・府民税)の納税通知書に記載される課税内訳（明細）／ のいずれか。
- \*源泉徴収票及び所得税確定申告書は使用できません。
- \*夫婦二人分の証明を必ず提出してください。但し、一方の証明書類で、所得要件の範囲内であることが明らかである場合は、省略することができます。
- \*婚姻等により申請書と姓が異なる場合は、氏名の変更が確認できる公的文書をあわせて提出してください。（戸籍謄本もしくは運転免許証、健康保険証等で氏名の変更が確認できるもの）

##### ⑦ 特定不妊治療に要した費用の領収書

- ・申請にかかる期間を含む、指定医療機関発行の領収書（原本）
- \*医療費控除の関係で原本が必要な方は、申請窓口でお申出下されば、原本照合の上、返却します。

##### ⑧ 振込口座の通帳等のコピー

- ・金融機関名、支店・出張所名、預金種別、口座名義人、口座番号が確認できるもの。
- \*通帳がない場合は、上記が確認できるキャッシュカードやネットバンクの個人ページの写し等を提出してください。

#### (4) 助成金の支給等

- ・申請書類の審査の結果、適正であると判断された場合は、申請者に承認通知をするとともに、申請書記載の口座に振込みをします。また、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し理由を付した不承認通知を送付します。

#### (5) 申請期限

- ・「治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）」が原則です。詳しくは、『助成申請のQ&A』Q4をご参照ください。

## 助成申請のQ&A

### Q1 途中で治療を中断した場合も助成されますか？

A1 行った（予定していた）治療が特定不妊治療であり、採卵したが卵が得られなかった時、受精しなかった時、胚分割がとまった時、分割胚のグレードが低く移植に適さなかった時、母体保護のためなどで、医師の判断による中断の場合は、助成の対象としますが、採卵を行う前に中止となった場合は、助成対象外となります。

### Q2 配偶者は別のところに住んでいますが、助成されますか？

A2 ご夫婦それぞれが、大阪府内に住所を有するのであれば、必ずしも同居である必要はありません。但し、どちらかが他府県にお住いの場合は、対象となりません。

### Q3 他府県にある病院で特定不妊治療を受けましたが、助成されますか？

A3 他府県にある病院でも、既にその府県の指定を受けている場合は対象とします。（但し、一定の条件が必要となりますので、詳しくは府のホームページをご確認ください。）

### Q4 申請期限はいつまでですか？

A4 申請期限は、その治療が終了した日の属する年度の末日（3月31日）までです。ただし、3月中旬以降が治療終了日の場合は特例を設けていますので、「治療が終了した日の属する年度の末日」もしくは、「治療が終了した日の翌日から起算して14日以内」の「いずれか遅い日」が申請期限（ただし、当該日が土日、祝日の場合は、翌開庁日）となります。

（例）3月28日が治療終了日の場合は、「年度の末日（3月31日）」よりも「治療が終了した日の翌日から起算して14日以内の4月11日」の方が遅い日であるため、4月11日が申請期限となります。また、4月に入ってから治療を終えた場合は、翌年度の申請となります。

※ただし、自己の責によらない合理的な理由があり、かつ客観的証明がある場合（母体保護の観点から入院され、かつ医師が証明する書類の提出があること、災害等）は、上記申請期限内に申請できない理由及びその証明書を明示されれば、4月末日まで受け付ける場合があります。

### Q5 前年度に採卵、体外受精・凍結した胚を6月に移植する治療を受けた場合は本年度の助成対象になりますか？

A5 基本的には治療した医師の判断になりますが、受診等証明書において治療終了日が本年度の6月となっていれば、本年度助成の対象となります。

### Q6 助成金は、申請してからどのくらいの期間で支給されますか？

A6 申請書記載内容、受診等証明書等申請書類に問題がなければ、3ヶ月程度で支給できる見込みです。なお、年度末は申請が集中するため、通常よりお時間をいただく場合があります。また、申請は治療終了後、お早めに行なってください。

### Q7 今回、初めて申請をしますが、下記の複数回分の治療を一度に申請する場合、助成額はいくらになりますか？

①治療期間	H31.2.1～R1.12.1	治療ステージB	治療費 400,000円
②治療期間	R1.6.1～R1.6.20	治療ステージF	治療費 60,000円
③治療期間	R1.8.1～R1.8.20	治療ステージC	治療費 100,000円

A7 初回申請については、治療開始日ではなく、治療終了日の最も早いものを初回申請とするため、②が初回申請となり、助成額 60,000円（治療ステージFのため初回増額なし）、次いで2回目として③が助成額 75,000円、3回目として①が助成額 150,000円となり、計 285,000円の助成を受けることが出来ます。

### Q8 男性不妊治療を行う医療機関は自治体の指定を受けていない医療機関もありますが、指定医療機関以外で治療した場合も対象となりますか？

A8 男性不妊治療への助成は、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（以下、男性不妊治療といえます）を行った場合に助成するものですが、指定医療機関における主治医の治療方針に基づき、指定を受けていない医療機関（一般の泌尿器科を標榜する病院等）で男性不妊治療を行った場合も対象とします。

### Q9 男性不妊治療のみの申請は認められますか？

A9 特定不妊治療を行う過程で、主治医の治療方針に基づき、採卵前に男性不妊治療を行ったが、精子が採取できず治療が終了した場合に限り、男性不妊治療のみでも申請できます。なお、この場合の助成は通算助成回数6回もしくは3回中の1回の治療としてカウントします。また、この治療が男性不妊治療として初回であり、且つ平成31年4月1日以降に開始された治療であれば、初回増額の対象となります。

### Q10 男性不妊治療と特定不妊治療をあわせて行った場合、助成額はいくらになりますか？

A10 助成額は、それぞれの治療にかかる上限額と比較し算出した金額の合計となります。

※例）初回治療で男性不妊治療も行った場合。（男性不妊治療費：20万円、特定不妊治療費（治療ステージA）：35万円）

（計算例1：男性不妊治療も初回の場合）

男性不妊治療上限額：30万円	⇒ 助成額：20万円
特定不妊治療上限額：30万円（初回分含む）	⇒ 助成額：30万円
	（助成額：計50万円を助成）

（計算例2：男性不妊治療が初回でない場合）

男性不妊治療上限額：15万円	⇒ 助成額：15万円
特定不妊治療上限額：30万円（初回分含む）	⇒ 助成額：30万円
	（助成額：計45万円を助成）

その他のご質問・お問合せは、裏面記載の申請窓口にお問合せください。